

横浜市行政不服審査会答申
(第145号)

令和6年9月10日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「市税減免不許可処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、審査請求人が横浜市保土ケ谷区長（以下「処分庁」という。）に対して、令和6年1月29日付けで市民税・県民税（令和5年度第4期分）の減免申請を行った（以下「本件申請」という。）ところ、処分庁が令和6年2月1日付けで本件申請を不許可とした（以下「本件処分」という。）ために、審査請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、令和5年8月から体調に異変があり、●●が判明して入院し、現在通院中である。そのために会社を退職し、預貯金も少ない。

本件申請時に150万円程度の預金を有しているとあるが、当該預金を担保に銀行から貸付を受けており、実質的に預貯金はない。

したがって、市県民税2万6000円の支払いは著しく困難である。

- (2) 処分に係る十分な説明がない。

4 処分庁の主張の要旨

市民税減免について定めた横浜市市税条例施行規則（昭和25年12月規則第80号。以下「規則」という。）第18条の3第1項柱書の要件として、審査請求人に「納付することが困難であると認めるとき」とされているところ、審査請求人には、申請時において150万円を超える預金があり、本件処分に係る市税2万6000円を納付することが困難であるとは認められない。

したがって、本件処分は適法なものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令の規定

ア 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第323条は、次のとおり規定する。

「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。」

イ 横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号。以下「条例」という。）第39条第1項は、次のとおり規定する。

「市長は、市民税の納税者につき次の各号の一に該当する事実があると認めた場合は、市民税を減免することができる。

- (1) 災害を受けた場合で減免を必要とするとき。
- (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける場合で減免を必要とするとき。
- (3) 公益上その他の事由により、特に減免を必要とするとき。」

ウ 規則第18条の3第1項柱書は、「区長は、個人の市民税の納税義務者が次の各号の一に該当する場合において、その市民税〔条例第40条の規定によって課する所得割（以下この条において「分離課税に係る所得割」という。）を除く。〕を納付することが困難であると認めるときは、それぞれその該当する範囲内において、必要に応じて市民税を減免することができる。」と規定し、同項第3号（アからキまで省略）は「条例第39条第1項第3号の規定に該当する場合」と規定する。

エ 法第45条は、県民税の減免について、次のとおり規定する。

「市町村長が個人の市町村民税又はその延滞金額を減免した場合には、当該納税者又は特別徴収義務者に係る個人の道府県民税又はその延滞金額についても当該市町村民税又は延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする。」

オ 規則第2条第1項は、区長への事務委任について、次のとおり規定する。

「次に掲げる事務は、区長に委任する。

- (1) 徴収金の賦課及び徴収に関する事務
- (2) 市税についての過料の徴収に関する事務
- (3) 徴収嘱託を受けた他の地方団体の徴収金の徴収に関する事務」

(2) 市税減免の要件該当性

ア 法第 323 条は、「…当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。…」と規定する。当該規定を受けた条例第 39 条第 1 項は、「市長は、市民税の納税者につき次の各号の一に該当する事実があると認めた場合は、市民税を減免することができる。」と規定し、第 1 号から第 3 号までを定める。本件では、同項第 1 号及び第 2 号に該当しないことは明らかであるため、同項第 3 号の要件該当性について検討することとし、同号の要件について具体的な基準を定めた規則第 18 条の 3 第 1 項の要件該当性について、以下検討する。

イ 規則第 18 条の 3 第 1 項柱書は、個人の市民税の納税義務者が同項各号の定める要件に該当する場合において、その市民税を「納付することが困難であると認めるとき」に区長が市民税の減免ができることを定めている。

かかる判断については、市県民税の法的性格や法令が減免を認める理由、さらには減免が与える納税秩序全体への影響等を考慮した政策的見地からの合目的的判断が求められるものであり、規則第 2 条第 1 項の規定により委任を受けた区長の合理的な裁量が認められる。

本件においては、審査請求人が本件申請時に提出した「財産及び収支状況の申立書」及び預金通帳によると、定期預金担保貸付による借入金を控除しても、本件申請時の審査請求人の預金残高は少なくとも 150 万円を超える金額であることが明らかとなっているところ、本件申請に係る市県民税の額は 2 万 6000 円である。

このような事実関係からは、上記審査請求人の預金の存在をもって前記「納付することが困難であると認めるとき」に該当しないとした処分庁の判断は合理的であり、処分庁に与えられた裁量を逸脱濫用した違法なものであるとは認められない。

(3) 理由の提示について

審査請求人は、処分に係る十分な説明がないと主張する。

この点、処分理由の提示は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたかを申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならないと解される（最高裁昭和 60 年 1 月 22 日第三小法廷判決同旨）ところ、本件処分の通知書には、その理由として「市民税の減免については、納税義務者が市民税を納付することが困難であると認められる場合、区長は市民税を減免することができるとされています（横浜市市民税条例施行規則第 18 条の 3）。「納付することが困難」とは、納税義務者が直接生活に困窮している場合で、明らかにその者の担税力が薄弱なため減免を必要とする状況にあることとされており、申請者様の預貯金等の状況を考慮させていただいた結果、本申請を不許可といたします。」と記載されており、当該記載により、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して本件処分がされたかを審査請求人において了知できると認められる。

したがって、処分に係る説明が不十分であるとの審査請求人の主張には理由がない。

(4) その他本件処分を違法又は不当として取り消すべき事由も見当たらない。

(5) 結語

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却すべきである。

(6) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(7) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和6年3月14日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和6年4月4日	・ 弁明書の受理
令和6年4月23日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和6年4月30日	・ 反論書の受理
令和6年5月9日	・ 反論書（副本）の送付及び物件の提出依頼
令和6年5月20日	・ 物件の受理
令和6年5月24日	・ 物件の提出通知
令和6年7月25日	・ 審理手続の終結
令和6年7月31日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和6年8月6日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和6年9月10日	・ 調査審議